

○議長（小林哲雄）

続いて、議案第27号 平成27年度開成町介護保険事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、本紙265ページをご覧くださいと思います。

議案第27号 平成27年度開成町介護保険事業特別会計予算。

平成27年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,629万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

続いて、266ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1款の保険料から9款の諸収入まで、歳出1款の総務費から7款の予備費まで、合計といたしまして、9億9,629万円ということになります。

それでは、細部説明をさせていただきたいと思います。別冊のほうは、58ページ、59ページをお開きください。本紙のほうは、全体的ところをご説明させていただきたいと思いますので、269ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。歳入歳出ともに全体的には本年度予算9億9,629万円ということになってございまして、前年と比べまして、1億3,440万円の増ということで、前年と比べて15.6%の伸びというような形になってございます。この中で一番伸びているのは、1の保険料ということで、先日ご審議をいただきまして、第6期の保険料を決定させていただいております。その保険料の改定の分と、被保険者になります人数が増になっているというところで、前年と比べまして、5,394万8,000円の増ということになってございます。こちら26年度の10月現在の被保険者数としては、3,833人でございました。これを27年10月というところでは、3,961人ということで推計をさせていただきまして、保険料を想定してございます。

また、歳出のほうで保険給付費等増になってございますので、その関係で、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、あと5款の県支出金、ともに歳出に伴いまして増額というような形になってございます。

あと7款の繰入金につきましても、法定分の繰り入れということで、前年と比べまし

てプラスになっているというような形になってございます。

続きまして、次のページ、270ページご覧いただきたいと思います。歳出でございます。こちら保険給付費につきまして、27年度、9億4,309万1,000円を予算額として見てございます。前年と比べまして、1億3,252万2,000円の増ということで、プラス16.3%伸びてございます。全体的な予算規模が増えた理由としては、保険給付費が伸びたというところが大きな要因になってございます。

先日、基準額、第6期の介護保険料のことについてご審議いただき、可決させていただきましたけれども、5,150円に想定をするに当たって、3年間の、第6期の保険料の金額を少しご説明をさせていただきたいと思っております。

27年度につきましては、こちらに書いてございますように、約9億5,000万円保険給付費として見てございます。その後、28年度につきましては、1億円プラスになりまして、10億5,000万、29年度につきましては、約11億5,000万という形で、毎年1億円ずつ、大まかに言いますと、増えていくような想定になってございます。ですので、3年間で約32億円必要になってくるということで想定をしております。そのうちの22%分が、第1号の被保険者が担わなければいけない金額になりますので、約32億の22%となりますと、約7億円が必要になります。

あとそれと調整交付金というものが5%分、国から交付されるものでございますけれども、うちの町の場合は、比較的財政力が豊かだということで、5%分に満たない分の不足分として、1億4,000万円を不足分として見なければなりませんので、トータルといたしまして、8億4,000万円が必要になってくる計算になります。そのうち3,000万円の基金をとりくずしてというところでご説明をさせていただきましたので、最終的に保険料の必要額としては、約8億1,000万円が必要になってくる想定になりまして、それを被保険者数、3年間の伸びも踏まえた中で計算をしていきますと、最終的に基準保険料ということで5,150円がはじき出されるというような内容になってございます。

では、細部説明に移らせていただきますけれども、別冊の58ページ、59ページご覧いただきたいと思います。

では、まず、歳入になります。保険料になりますけれども、第1号被保険者保険料ということで、現年度分の特別徴収保険料になります。こちらは特別徴収割合ということで、91%と想定をしまして、その下、普通徴収保険料ということで9%と想定して、徴収率を90%と想定しまして、保険料を出させていただいてございます。

二つ飛びまして、国庫支出金になります。現年度分介護給付費負担金ということで、こちら国からの介護給付費の負担金になります。施設給付費額については15%、施設分以外については20%になります。

一つ飛びまして、国庫補助金、現年度分の調整交付金ということで100万円を見ています。市町村の財政力格差を調整するための国からの交付金ということで、後期高齢者の加入割合及び所得格差により交付される調整交付金のためのものでございます。

その下、現年度分の地域支援事業交付金（介護予防事業）になります。こちらは国か

らの地域支援事業の介護予防事業に対する交付金ということで、25%になってございます。

その下、現年度分の地域支援事業費交付金（包括的支援事業費、任意事業）になります。こちら包括的支援事業、任意事業に対する交付金ということで、39%になってございます。

第5期まで39.5%でしたので、こちら39.5%から第6期、39.0%に変更になってございます。

続きまして、支払基金交付金になります。現年度分介護給付費交付金ということで、介護給付費の交付金28%になってございます。

一つ飛びまして、地域支援事業の介護予防事業交付金でございますけれども、こちら交付金の28%になります。こちら前年度29%が28%に変更になってございます。

その次でございます。県支出金、県負担金、現年度分の介護給付費負担金になります。こちら施設給付費額17.5%、施設分以外12.5%になります。

その下、現年度分、地域支援事業交付金、介護予防事業に対する交付金ということで12.5%の割合です。

その下、現年度分地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）になります。こちらの交付金の割合も19.5%になりますが、26年度19.75が19.5%に変更になってございます。

二つ飛びまして、繰入金になります。一般会計繰入金ということで、現年度分介護給付費繰入金ということで、割合としては、繰入金12.5%。

その下、その他一般会計繰入金ということで、職員給与費等繰入金、職員1名分の繰入金となります。続いて、要介護認定等事務費繰入金ということで、一般会計から要介護認定等の事務費の繰入金になってございます。

その下、地域支援事業繰入金（介護予防事業）になりますけれども、こちら12.5%の割合はそのままです。

その下、地域支援事業費の包括的支援事業（任意事業）、こちら19.75から19.5%に変更になってございます。

次のページになります。60ページ、61ページということで、低所得者保険料軽減繰入金ということで、27年度第6期からスタートするものでございますけれども、公費による保険料軽減策強化といたしまして、法改正によりまして、公費を投入して、低所得者のための保険料を軽減するものでございます。第1段階の方の公費負担分といたしまして、国2分の1、県、町4分の1を繰り入れてございます。その下につきましては、項目設定等でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、歳出62ページ、63ページになります。まず、総務費、一般管理費になりますけれども、こちらは旅費等でございます。また、26年度からシステム改修費は特別会計で支出していますので、こちらに計上させていただいております。

その下、介護サービス事業所指導関係費ということで、町内の地域密着型介護事業者に対する指導監督を実施する際の図書関係費等の金額でございます。

その下、介護認定審査会費になります。足柄上衛生組合運営の足柄上地区介護認定審査会に対する開成町の負担分になります。要介護認定等の認定者も増えている関係もございまして、前年に比べて伸びてございます。２７年度は、管理経費割として、２９７万７，５２５円、実績割は４１４万２，９３１円ということになってございます。

その下、認定調査関係費になります。有資格者の非常勤認定調査員とともに、自宅や入所施設に出向き、調査を行ってございます。２７年度、６０５件ということで認定調査を想定してございます。

また、遠隔地の方には、認定調査を委託により実施をしております、こちらは１５件ということで想定をしてございます。

あと主治医の意見書作成手数料として、６０２件を計上してございます。こちらも認定者が増えている関係で、前年と比べて伸びてございます。

その下、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費になります。年２回会議を開催することを計画してございます。第６期の計画の進行管理等を行っていく予定になってございます。

続きまして、保険給付費、まず、居宅介護等サービス給付事業費になります。要支援も含んだ中で、要介護認定者を平成２６年の１０月の５２９名に対し、２７年の１０月には、５８９名と想定をしてございます。ですので、認定者の増に伴い、介護サービスの給付費等も伸びまして、前年度当初より７，９１０万円増を見込んでございます。

その下、特例と書いてあるものにつきましては、やむを得ない理由による関係での項目設定でございますので、以下省略をさせていただきます。

続きまして、施設介護サービス給付事業費になります。こちら特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設等に入所して受ける介護サービスによる給付になりますけれども、老人保健施設入所者増等によりまして、２，４７４万円の増を見込んでございます。

一つ飛びまして、福祉用具購入費給付事業費になります。こちら腰掛便座や、入浴補助用具等の福祉用具購入による償還払いでございますけれども、１０万円を限度といたしまして、前年と比べて３６万円ほどの増を見込んでございます。

その下、住宅改修費給付事業費になります。手すりの取り付けや、段差解消の住宅改修による償還払いでございますけれども、２０万円を限度といたしまして、前年同額と想定をしてございます。その下、居宅介護等サービス計画給付費になります。認定者が増える関係で、ケアプランの作成給付につきましても、増を見込んでおりまして、５７１万５，０００円の増としてございます。

一つ飛びまして、地域密着型介護サービス給付事業費になります。こちら認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等によるサービスになります、利用者の伸びによりまして、２，２３２万８，０００円の増を見てございます。

一つ飛びまして、介護予防サービス等諸費になります。要支援の方たちのサービス給付になります。平成２５年度の認定者の急増によりまして、２６年度大幅に予算増額させていただきましたけれども、２６年度の伸びが比較的落ちついているというところを

踏まえまして、27年度も前年度よりも399万9,000円減額をさせていただいております。

一つ飛びまして、地域密着型介護予防サービス給付事業費につきましては、項目設定になります。

続きまして、64ページ、65ページになります。一つ飛びまして、介護予防福祉用具購入費給付事業費になります。こちらは要支援1から2の方の福祉用具購入ということですが、前年同額で見てください。

その下、住宅改修費になります。こちらは前年と比べまして、20万円の減とさせていただいております。

その下、介護予防サービス計画給付事業費になります。認定者の伸びが比較的抑えられている関係もございますので、前年度と比べまして30万円の減になってございます。

一つ飛びまして、高額介護サービス等費になります。高額介護サービスにつきましては、介護サービスの一部負担金が一定額を超過したときに、その超過した分を給付するものでございますけれども、26年度についても伸びが見られ、27年度についても増加傾向は避けられないと考えておりますので、213万7,000円の増と考えております。

二つ飛びまして、特定入所者介護サービス等費になります。こちらは17年10月から制度ができたものでございますけれども、居住費及び食費が自己負担になったことで、低所得者に対しまして給付を行っているものでございます。こちら26年度も給付費実績増になってございますけれども、こちら27年度増額になるというふうに想定をしておりますので、321万2,000円の増と想定をしております。

三つ飛びまして、高額医療介護合算サービスになります。こちらは要介護1から5利用の方の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組みでございますけれども、こちら少し26年度実績が伸びてございますので、前年度と比べまして、プラス17万2,000円ほどプラスをしております。

その下、一つ飛びまして、地域支援事業費になります。介護予防高齢者施策事業費ということになります。こちら予防関係の事業等になりますけれども、二次予防事業の対象者把握事業ということで、70歳以上の方に基本チェックリストを送付して、リスクの高い方のフォローというような形で、ケアマネジメントをしたり、教室等につなげる事業を展開してございます。

また、閉じこもり予防事業ということで、通所型の介護予防事業を実施したり、あと認知症予防をテーマに各自治会間等で普及啓発事業を予定してございます。

続いて、次のページになります。包括的支援事業費になります。こちら24年度から地域包括支援センターを法人に委託をしておりますけれども、地域包括支援センターの委託経費をこちらで計上をさせていただいております。

また、地域包括支援センター運営協議会の委員報酬の1回分と家族介護教室の講師としての報償費、あと介護相談員の賃金及び研修費等を計上してございます。

また、27年度から成年後見制度町長申立の高齢者分の報償費と役務費を一般会計か

らこちらの特会のほうに計上をさせていただいている関係で、こちらの金額、前年度と比べまして２１６万円ほどプラスになってございます。以下、項目設定等でございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

以上で議案第２７号 平成２７年度開成町介護保険事業特別会計予算の説明を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を１０時４０分とします。

午前１０時２４分